

第1章 勝山市都市計画マスタープランの役割・構成等

1-1 改定の経緯と背景

勝山市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成15年（2003年）3月に策定し、社会情勢の大きな変化や中部縦貫自動車道の一部開通等に伴う緊急の課題に対応するため、平成21年（2009年）3月に「追補版」として必要な見直しを行いました。

その後、追補版の内容を継承するとともに、上位計画である「第5次勝山市総合計画」との整合性の確保、さらには、勝山市の特長であるエコミュージアムやジオパークを生かした魅力と活力あるまちづくりの推進を目指して、平成23年（2011年）3月に「[改訂]勝山市都市計画マスタープラン」を策定しました（目標年次：平成32年（2020年））。

また、平成31年（2019年）3月には、都市再生特別措置法に基づき、コンパクトシティ+ネットワークの考えによる持続可能な都市経営を目指して、都市計画マスタープランの高度化版とされる「勝山市立地適正化計画」を策定しました。

まちづくりにおいては、歴史遺産、自然遺産、産業遺産、地形・地質遺産等を生かした協働のまちづくりや観光振興を進めています。令和2年（2020年）6月に道の駅「恐竜渓谷かつやま」がオープンし、今後も福井県立恐竜博物館の機能強化（令和5年（2023年）夏）、北陸新幹線福井・敦賀開業（令和6年（2024年）春）、中部縦貫自動車道の県内全線開通（令和8年（2026年）春）が予定されているなど、勝山市内及び福井県下において大規模なプロジェクトが進められており、勝山市のまちづくりへの好循環が期待されます。

また、民間事業者が実施した「街の住みこちランキング福井県版」によると、福井県内で勝山市が令和2年（2020年）、令和3年（2021年）の2年連続で1位となっており、勝山市に住む人が、自分の住むまちに対して高い評価をしていることが分かります。

一方、人口減少や若者世代の流出、高齢化の進展、これらに伴う空き家・空き地の増加や地域活力の低下、観光や産業の停滞、財政への影響など、勝山市の情勢は厳しさを増しています。特に、令和2年（2020年）国勢調査の結果により新たに過疎地域の指定を受けるなど、勝山市の持続可能性への影響が危惧されます。このほか、脱炭素社会や防災減災、デジタル化、ニューノーマルなど、全国的な社会ニーズへの対応も求められています。

今回の改定は、前回計画が目標年次を迎えた中で、勝山市の今後10年間のまちづくりの指針となる「第6次勝山市総合計画」や関連計画等と整合を図るとともに、厳しい社会情勢にある中でも、勝山市の特長を生かし、これまで以上に安全に住み続けられる地域づくりや活力のある持続可能なまちづくりを、より効果的・効率的に目指すことを目的としています。

【コラム】「エコミュージアム」と「ジオパーク」

エコミュージアムは、まち全体を博物館に見立て、地域住民自らが環境と人間の関わりを探る活動と仕組みです。一方、ジオパークは、科学的にみて貴重な地形・地質や景観を生かした「大地の公園」で、持続可能な地域を目指す活動でもあります。この両者を組み合わせることで、市民主体のジオパークによるまちづくりを進めています。

1-2 都市計画マスタープランの役割

勝山市都市計画マスタープランは、都市計画分野を中心とした持続可能なまちづくりの方向性や進め方等を示すものであり、主に次のような役割を担っています。

①市民や事業者等との協働により実現すべき都市の将来像を明らかにする

安全に住み続けられる、活力のある持続可能なまちづくりを市民や事業者等と協働で実現するため、勝山市が目指すべき都市の姿や基本的な目標・方針等を分かりやすく示し、まちづくりに対する理解と参画を促します。

②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

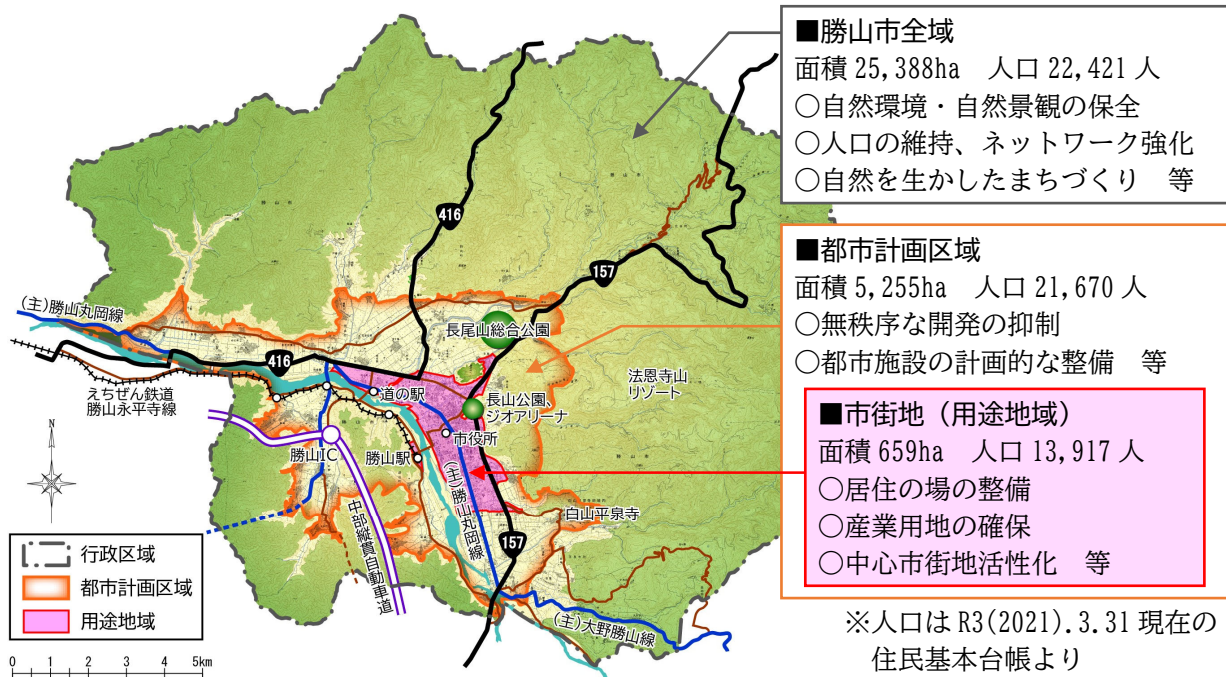
用途地域や特別用途地区等の土地利用の規制・誘導策、道路や公園等の計画的な整備など、個別具体の都市計画を決定・変更する際の指針となります。

③個別の都市計画や関連計画等との相互調整を図る

都市計画マスタープランの高度化版とされる勝山市立地適正化計画、勝山の美しい原風景や眺望景観を未来へ継承していくための勝山市景観計画のほか、環境基本計画や地域防災計画など、個別の都市計画や関連計画等との相互調整を図ります。

1-3 都市計画マスタープランの基本的枠組み

土地利用の規制・誘導や都市機能の配置、都市施設の整備など、主に都市計画分野に関する事項については都市計画区域を対象としますが、自然環境や景観の保全、地域コミュニティの維持などに関する事項については、市全域を対象として検討します。



都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望して定めるものですが、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、20年後を確実なものとして予測することは困難です。

そのため、長期的な展望を見据えた中で、概ね10年後の令和13年（2031年）度を目標年度として定め、まちづくりに関する諸施策の確実な推進を目指します。

1-4 勝山市都市計画マスタープランの位置付け

勝山市都市計画マスタープランは、「第6次勝山市総合計画」及び「勝山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、都市計画マスタープランの高度化版とされる「勝山市立地適正化計画」その他の関連計画と連携・調整を図りながら定めます。

